



令和2年度 御所市 耐震改修促進計画（改定版）の概要

計画の概要

（目的）災害に強いまちづくりを目標とし、命を守るための防災対策の一つとして、日常生活において最も滞在時間の長い住宅や、不特定多数の人が利用する建築物、防災拠点となる公共建築物を中心とした建築物の耐震対策に係る取組みを策定することにより、震災から市民の生命及び財産を守ることとします。

（計画の位置づけ）



（計画期間）令和3年度から令和7年度までの5年間

建築物の現在の耐震化の現状（令和2年度）

■住宅

住宅数 (戸)	S56 以降の 住宅 (戸)	S55以前の住宅(戸)			耐震 化率 ^{※1} (%)	
		耐震性 なし	耐震性 あり	改修 済み		
10,094	5,760	4,334	2,126	1,852	356	78.9

■特定建築物（多数利用建築物（民間））

種 類	全棟数 (棟)	旧耐震基準 建築物(棟)	耐震化率 ^{※1} (%)
多数利用建築物	35	1	97.1

■市有建築物

種 類	全棟数 (棟)	旧耐震基準 ^{※2} 建築物(棟)	耐震化率 ^{※1} (%)
多数利用建築物	29	14(14)	100.0
その他 ^{※3}	563	73(13)	89.3

※1 耐震化率：(昭和56年6月以降に建築された建築物+昭和56年5月以前に建築された建築物のうち耐震性ありの建築物)/全戸(棟)数

※2 括弧内の数字は、耐震性が確認できた建築物数

※3 2階以上又は延床面積200㎡超で、多数の者が利用する建築物を除くものを対象

耐震化率の目標

■基本的な考え方

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの御所市の取組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による人的被害を半減させるために、目標を設定します。

（1）住宅の耐震化について

住宅の耐震化率：令和7年度までに95%

○住宅の耐震化の現状、これまでの取組み、奈良県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえて、地震による人的被害をさらに軽減させるために、住宅の耐震化を促進していきます。

（2）多数の者が利用する建築物の耐震化について

多数の者が利用する建築物(民間)：令和7年度までに100%

○民間建築物については、市が引き続き所有者に対し耐震診断・改修を行うよう促し、今後計画的かつ効果的な耐震化を実施することで、目標達成を目指します。

（3）市有建築物の耐震化について

多数の者が利用する建築物(市有)：令和7年度までに100%

○令和2年度末現在で、市有の多数の者が利用する建築物の耐震化率は100%となっています。今後は、その他の市有建築物の耐震化について倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めます。

ブロック塀等の倒壊防止について

平成30年(2018年)の大阪府北部を震源とする地震では、地震で倒壊したブロック塀等に歩行者が巻き込まれました。このように、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。

このため、市では、所有者等への啓発・注意喚起として、ブロック塀等、住宅の危険度の自己チェックと、点検や補強手法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、市民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図ります。



耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

■取り組み方針

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。建築物の所有者による耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じます。

国・県の動きに呼応し、市民の安全安心に向けた対策を推進し、さらなる建築物の安全性の確保に取り組めます。

- 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針
- 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要
- 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
- 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要
 - (1) ブロック塀等の安全対策
 - (2) 窓ガラス、天井落下防止対策等
 - (3) エレベーター・エスカレーターの耐震対策
 - (4) 居住空間内の安全確保
- 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定
- 重点的に耐震化すべき区域の設定
- 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 地震ハザードマップの作成・公表
 - 相談体制の整備及び情報提供の充実
 - パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催
 - リフォームにあわせた耐震改修の誘導
 - 家具の転倒防止策の推進
 - 自治会等との連携(取組み支援策)
 - その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- ※ブロック塀等の倒壊防止について、新たな事業を記載

その他耐震化促進施策

- 所管行政庁との連携に関する事項
- 庁内での推進体制の確立
- 関係団体との協働による推進体制の確立

御所市役所 産業建設部営繕課

TEL:0745-62-3001

令和3年2月